

阪空灯電第 3 号
令和 8 年 4 月 9 日

株式会社 洛悠M1
代表取締役
角 研一郎 殿

国土交通省 大阪航空局長
塩田 昌弘
(公印省略)

航空障害灯の設備改善命令

貴社が所有する下記 1. 記載の物件に設置する航空障害灯については、貴社が所有した令和 4 年 2 月 17 日から長期間にわたり、その機能を喪失した状態が継続しており、当局は貴社に対し、令和 5 年 3 月から当該灯火の機能復旧を求める指導を継続的に行ってきた。とりわけ令和 6 年 6 月から令和 7 年 1 月までの間に貴社を 5 回訪問し、対面により当該灯火の機能復旧を行うよう指導を行った。さらに、令和 7 年 8 月 6 日に「航空障害灯の管理に関する指導」（令和 7 年 8 月 6 日付阪空灯電第 316 号）を手交し、令和 7 年 11 月 6 日までに当該灯火を直ちに復旧するための計画を策定するよう指導を行った。その後も貴社を訪問し、対面により当該灯火を復旧するための助言及び指導を行った。しかしながら、現時点においても復旧に向けた具体的な計画は示されず、また、当該灯火の機能は復旧されていない。

下記 2. 記載の事実について、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 51 条第 5 項及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 128 条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 6 号に違反するものであるため、法第 51 条第 6 項の規定に基づき、直ちに当該灯火を規則第 127 条第 1 項第 13 号の設置基準を満たすよう修繕し、及び清掃し、又は交換した上、送電その他の方法により当該灯火を点灯し、また、夜間において点灯を継続するよう命令する。

については、当該灯火に係る講じた措置については、令和 8 年 12 月 9 日までに文書にて報告されたい。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づき、不服申立ての手続を経ずに、処分があったことを知った日から 6 か月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となる（処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

記

1. 物件の情報

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 物件の所在地 | 石川県加賀市作見町観音山 1 番 1 |
| (2) 物件の種別 | 観音像 |
| (3) 地上高 | 73m |
| (4) 設置する航空障害灯 | 低光度航空障害灯 9 灯 (32 カンデラ) |

2. 不適切な管理の事実

法第 51 条第 1 項の規定により航空障害灯を設置した者は、同条第 5 項に基づき当該灯火を管理しなければならないが、貴社が所有する上記 1. の物件について、以下の不適切な管理の事実が確認された。

- 航空障害灯について、貴社が所有した令和 4 年 2 月 17 日から長期間にわたりその機能を喪失した状態が継続しており、規則第 128 条第 1 項第 1 号に規定する、航空障害灯の改修、清掃等を行うことにより、完全な状態を保持すること及び同条第 1 項第 6 号に規定する、夜間において点灯を継続することを怠っている事実。
- 令和 6 年 6 月から継続的に、貴社を訪問し、当該灯火の復旧のために必要な灯器の型式、灯器製造メーカーについて情報提供を行う等の助言及び早期復旧に向けての指導を行ってきたが、現時点においても、貴社は、復旧に向けた具体的な計画を示さず、規則第 128 条第 1 項第 4 号に規定する航空障害灯の復旧に努めていない事実。

以 上